

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（2年未満案件）の引受基準について</p> <p style="text-align: center;">〔 日本機械輸出組合 日本鉄道車両輸出組合 日本船舶輸出組合 〕</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00069 最終改正 <u>平成21年9月29日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、「貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書」、「貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書」又は「貿易一般保険包括保険（船舶）特約書」（以下「船舶特約書」という。また、以下3者を総称して「設備財特約書」という。）により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、設備財特約書第4条（附帯別表第4）の保険契約締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、設備財特約書第1条の輸出契約等（輸出契約又は貿易保険法第26条第1項及び第2項に基づき輸出契約若しくは仲介貿易契約とみなされるものをいう。以下同じ。）のうち2年未満案件（「別紙1 2年未満案件の解釈等」1.に該当する輸出契約等をいう。以下同じ。）に限り適用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 基本的引受基準 (1)～(5) (略) (6) ~ (略)</p> <p>(6) 政府開発援助契約等（「別紙3 政府開発援助契約等」に規定するものをいう。以下同じ。）については、</p>	<p>貿易一般保険包括保険（2年未満案件）の引受基準について</p> <p style="text-align: center;">〔 日本機械輸出組合 日本鉄道車両輸出組合 日本船舶輸出組合 〕</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00069 最終改正 平成21年7月6日 一部改正</p> <p>この規程は、「貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書」、「貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書」又は「貿易一般保険包括保険（船舶）特約書」（以下「船舶特約書」という。また、以下3者を総称して「設備財特約書」という。）により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、設備財特約書第4条（附帯別表第4）の保険契約締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、設備財特約書第1条の輸出契約等（輸出契約又は貿易保険法第26条第1項及び第2項に基づき輸出契約若しくは仲介貿易契約とみなされるものをいう。以下同じ。）のうち2年未満案件（「別紙1 2年未満案件の解釈等」1.に該当する輸出契約等をいう。以下同じ。）に限り適用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 基本的引受基準 (1)～(5) (略) (6) ~ (略)</p> <p>(6) 政府開発援助契約等（「別紙3 政府開発援助契約</p>	

<p>上記及びの規定並びに設備財特約書第4条第6項にかかわらず、信用事由により生じた損失をてん補することとする。（契約金額が500億円以下のものに限る。）</p> <p>イ.「政府開発援助契約等」1（1）及び2.については輸出契約の決済方式にかかわらず、輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由（輸出契約等の相手方が名簿の与信管理区分Gに格付けされておらず海外商社名簿について（01 - 制度 - 00063）の事故管理区分に該当しない場合は、約款第4条第11号において「これらに準ずる者」とみなす）</p> <p>ロ.上記イ以外の「政府開発援助契約等」については、<u>ILCスイッチ方式、</u>トランスファー方式（本邦内のみで決済が完了するものに限る。）<u>又は当該借款等の供与機関から輸出者、技術提供者若しくは仲介貿易者への直接送金</u>により決済される輸出契約等につき輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由。ただし、約款第4条第11号の事由にあっては輸出契約の相手方が名簿の与信管理区分GS格、GA格又はGE格に格付されている場合に限る</p> <p>(6) ~ (10) (略)</p> <p>2. (略)</p> <p><u>附 則〔平成21年9月29日〕</u> <u>この改正は、平成21年10月1日から実施する。</u></p> <p>別紙1～5 (略)</p>	<p>等」に規定するものをいう。以下同じ。）については、上記及びの規定並びに設備財特約書第4条第6項にかかわらず、信用事由により生じた損失をてん補することとする。（契約金額が500億円以下のものに限る。）</p> <p>イ.「政府開発援助契約等」1（1）及び2.については輸出契約の決済方式にかかわらず、輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由（輸出契約等の相手方が名簿の与信管理区分Gに格付けされておらず海外商社名簿について（01 - 制度 - 00063）の事故管理区分に該当しない場合は、約款第4条第11号において「これらに準ずる者」とみなす）</p> <p>ロ.上記イ以外の「政府開発援助契約等」については、<u>ILCスイッチ方式又は</u>トランスファー方式（本邦内のみで決済が完了するものに限る。）により決済される輸出契約等につき輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由。ただし、約款第4条第11号の事由にあっては輸出契約の相手方が名簿の与信管理区分GS格、GA格又はGE格に格付されている場合に限る</p> <p>(6) ~ (10) (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>別紙1～5 (略)</p>	
--	--	--